

外国人を介護職へ

特定技能1号外国人

弊社HPはこちらから



特定技能「介護」とは

在留資格「特定技能」は、日本の深刻な少子化による人手不足解消のために平成31年4月1日に施行された新しい在留資格です。

- 在留期限
上限5年。ただし、介護福祉士の資格を取得することで上限なく日本に在留可能。
- 技能水準
介護技能評価試験&介護日本語評価試験の合格が必須。そのため、**知識をもった即戦力が手に入る！**
- 日本語能力
日本語能力試験で能力を見極めているため心配なし。



外国人採用の三大メリット

①人材不足の解消

20~30代の若い人材が働いてくれるため、体力が求められる介護職の現場でも活躍しています。

また、技能実習と違い、勤務当初すぐに「**人員基準**」に換算され、技能実習では1年経過してからでないといけない**夜勤業務**も勤務当初から行うことができます。

そのため人材不足の解消だけでなく、施設の利用者増加にもつながります。

②仕事意欲が高い

外国人の方々は家族への仕送りや自身の夢のためにはるばる日本まで来日して、試験を受け、在留ビザを取得します。そのため、**覚悟も強く、一生懸命**働いてくれます。

③一度受け入れると今後の人材不足解消に繋がる

一度特定技能1号の外国人を受け入れることで、2人目からは**申請が短く済み**、コネクションもつながり、良い人材が集まります。

そのため、現在だけでなく今後の人材不足の解消にもつながります。

技能実習と特定技能の違い

	技能実習	特定技能
目的	日本の技術を母国へ持ち帰り、自国の発展に貢献するため	日本の少子化による人手不足解消のための「働くため」の在留資格
転職	不可	可(同業界内) →しかし手続きが大変
能力	未経験・無資格な場合が多い	事前の資格取得が義務付けられているため、 即戦力 に
料金	監理団体が施設と実習生の間に入るため、月3~5万円/1人かかる。	様々な書類の準備や外国人への支援を登録支援機関である弊社が請け負っても、現在3万円を超えておりません。

特定技能なら
介護知識を持った
日本語での
会話ができる
若い外国人
人材に
出会える!

弊社FSCが提供するサポート

特定技能1号の外国人を採用するには様々なハードルがございます

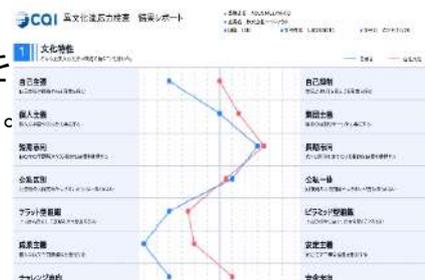
- 支援計画の策定と在留資格変更許可申請に係る書類作成(約40種類)
- 採用したのちの定期的な入管への報告
- 法で定められている10項目の特定技能1号外国人への支援
ex) 事前ガイダンス、公的手続等への同行、定期面談...etc

普段の通常業務を行いながら支援も行うのは一苦勞…。
そんな一苦勞を解決するために「登録支援機関」である弊社がサポートいたします。

また、弊社FSCには、IT企業人材が豊富にいます。
その為、IT支援として御社のIT化推進をバックアップすることが可能です。

- 出勤時の申請アプリ/○ スマホで毎日の記録作業を簡略化…etc.
- さらに、国・地方自治体による補助金、助成金の活用支援も行います。
- IT導入補助金/○ ITツールの導入…etc.

貴社にぴったりの人材の採用、採用後の付き合い方までを
グラフで数値化した**外国人向け適性検査「CQI」**を導入。
1名3000円のところを、
採用いただければ弊社FSCが全額負担いたします。
だから、登録支援機関は「FSC」!



〒171-0014
東京都豊島区池袋2丁目24番3号
ウエルサイドビル4F
株式会社ファーストシステムコンサルティング
<http://www.first-g.co.jp>
TEL:03-5904-8413
連絡先:info@first-g.co.jp

東京商工会議所国際展開アドバイザー認定

一般派遣 : 派13-310786
有料職業紹介 : 13-ユ-306600
登録支援機関 : 19登-003105